

第7期

事業報告

自 平成31年4月 1日

至 令和 2年3月31日

事業報告

平成 31 年 04 月 01 日から
令和 2 年 03 月 31 日まで

1. 株式会社の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当社は、2019 年 4 月に満 5 年を迎えましたが、前期から続く業務改善計画の推進を優先し、積極的な営業活動は控えておりました。おおよそ 9 ヶ月に渡り、KYC・AML 管理体制の増強、システム統制の対応強化を中心に業務改善を進めてきました。その結果、6 月には無事、業務改善状況の報告命令の解除を受け、体制強化だけではなく、前向きな業務への取り組みも開始いたしました。

7 月は「手数料無料キャンペーン」、8 月は「ビットコインプレゼントキャンペーン」、12 月は「今年の漢字投票」、本年の 2 月からは「お友達紹介キャンペーン」等と営業推進のための施策を展開することができました。しかしながら、暗号資産取引業界を取り巻く環境は厳しく、取引量は伸びず、利用者口座の新規開設も減少傾向にあり、この市場への新規参入者は少なく、停滞感が強くなっております。

今期も前期同様、収益は不振で、2 期連続の純損失となりました。暗号資産の交換市場において新規利用者の参入は少なく、取引も減少傾向にある様な環境の中で、取引口座を獲得し、売買をしていただくために、5 年間使い続けている取引所システムを刷新して、円滑でスピーディな取引環境を提供できるようになることが急務であると認識しております。

当社は、6 月に事業改善状況の報告命令を解除されたので、積極的に宣伝活動を開始しました。まずは、取引口座獲得に向けた活動を展開しております。当社は、まだ知名度が低い状態であり、地道な広告宣伝活動が必要だと認識しております。

来る 5 月には改正された資金決済法が施行されます。改正法では、利用者財産の保護規定が強化されました。このため、信託勘定の開設、利用者資産の完全コールド・ウォレット管理体制の準備を進め、従来曖昧だった信用取引が暗号資

産交換業に含まれることが明記され、利用者保護規定が強化されました。保証金や、リスク管理が法令で明確に規定されたことによる、内容の見直し等、現在以上の利用者保護対策の準備を進めております。また、この改正法に合わせ、KYCの厳格手続が開始されます。内容を把握して、書類・事務手続きの改訂作業を進めています。この中で、e-KYCの導入も行います。

当社は、利用者の皆様取引口座を開いていただき、売買をしていただくことが基本のサービスです。その基本のサービスを充実させるために、即時入金サービスを2月から開始いたしました。相場が急落したときなどに、円資金が不足していても直ぐに補充入金できるサービスです。まだ、サービス開始から1ヶ月半ほどしか経過していないため、利用者は限定的です。

今期の成績は、前期3月から価格の回復があり、市場に動きが出てきたと思われましたが、6月以降に上下の変動幅が大きくないながらも、安定感がない市場となったため、当社の利用者層の動意は薄く、取引量を増やすことができていません。口座開設も前年度の30%程度の数しか、増加していません。このため、今期も手数料収入は約20百万円(前期比▲18百万円)と厳しい状況にあります。販売管理費は約307百万円(前期比▲2百万円)と前年度から横ばいですが、経常損益は約254百万円(前期比+57百万円)の損失となっています。このため、2期連続で純損益も赤字となることから、固定資産の減損を実施することといたしました。このために、当期の純損失は、約312百万円(前期比▲57百万円)となりました。

1-2. 対処すべき課題

当社が対処すべき重要課題は、

①2020年5月施行の改正資金決済法の対応

- ・信託口座の開設と利用者円資産管理の強化
- ・利用者暗号資産の完全コールドウォレット管理体制構築
- ・不正取引の排除のための監視強化
- ・法定帳簿の整備

②2020年4月導入のe-KYCの定着化と厳格KYC対応の実践

③即時入金サービスの拡充～新規銀行によるサービス提供

④5年経過した取引所システムの刷新

を、優先して取り組む課題と認識しております。

